

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月14日 07時45分ごろ
発生場所	広島県江田島市西能美島北方沖 中ノ瀬灯標から真方位208° 650m付近 (概位 北緯34° 15.9′ 東経132° 22.3′)
事故の概要	プレジャーボート英洋丸及びプレジャーボートこびつとは、共に南東進中、こびつが英洋丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 英洋丸、5トン未満（長さ6.27m） 270-36308 広島、個人所有 B プレジャーボート こびつと、5トン未満（長さ5.58m） 273-8954 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機カバーに破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で、西能美島北方沖を約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進中、船長Aが、B船がA船の左舷方約10mを通過して間もなく船首方で速力を減じたのを認めたので、直ちに左舵一杯を取り、機関を中立としたものの、船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、西能美島北方沖を南東進中、A船を追い越す状態となり、約20knの速力でA船の左舷方を通過して間もなく、船長Bが前路に漁船を認めて速力を約2knに減じたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、西能美島北方沖を南東進中、船長Aが、船首方で減速したB船を認め、左舵一杯を取り、機関を中立としたものの、船首部にB船の船尾部が衝突したものと考えられる。 B船は、西能美島北方沖を南東進中、船長Bが、A船を追い越して間もなくA船の船首方で減速したことから、A船に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、西能美島北方沖において、A船及びB船が共に南東進中、船長Bが、A船を追い越して間もなくA船の船首方で減速したため、B船がA船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・他船を追い越そうとする船舶は、‘追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかる状況’（以下「安全に追い越す状況」という。）となるまでその船舶の進路を避けること。・他船を追い越そうとする船舶は、安全に追い越す状況にない場合、あるいは、安全に追い越す状況であるか確かめられない場合は、追越しを中止すること。